

# 女性活躍推進法に基づく「男女の賃金の差異」の情報公表

公表日：令和6年6月30日

|        | 男女の賃金の差異<br>(男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 全労働者   | 51.3%                           |
| 正規労働者  | 67.8%                           |
| 非正規労働者 | 96.7%                           |

対象期間：令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬（時間外手当）、通勤手当、賞与等を含み、退職金を除く。

正規雇用労働者：正職員、専任嘱託職員（61歳未満、児童クラブを除く）を含み、出向職員を除く。

非正規労働者：専任嘱託職員（61歳以上）、一般嘱託職員、児童クラブ嘱託職員（専任・一般）

臨時職員、パート職員（専任・パート）を含む。